



愛知県教育委員会教育長 殿

2018年2月20日

情報公開請求に係る審査請求について

速やかな事務対応等を求める請願

住所 [REDACTED]
氏名 井上 満

1. 請願趣旨

- (1) 請願者が、2017. 3. 10付で行った情報公開請求に係る審査請求に対し、愛知県教委（管理部総務課行政G）は、2018. 2. 16付で「審査会諮問通知書」（29教総第628-3号）を送付してきた。11か月を要している。
- (2) これまで、請願者が行った審査請求（異議申立）について、県教委は1～2か月で「審査会諮問通知書」を送付してきたと記憶する。
- (3) そもそも、「不開示」の「根拠規定及び当該規定を適用する理由」は、『行政文書一部開示決定通知書』に記載しており、上記2. 16付「審査会諮問通知書」に添付された『弁明書』の内容は、右「不開示理由」に若干の肉付けをしただけのものである。時間を要するとは思われない。
- (4) 行政不服審査法改正による変更対応部分があったとしても、11か月は、納得できるものではない。
- (5) 言うまでもないが、情報公開請求者は、請求時点において、できる限り早期の当該行政文書の閲覧を求めているのである。（もちろん、情報公開審査会においても、最終的に「不開示」が維持される場合もあるが。）そしてまた、愛知県情報公開条例の前文及び第1条（目的）の趣旨を考えるならば、「審査会諮問」決定においても速やかな対応がなされるべきである。
よって、以下のように請願する。

2. 請願項目

- (1) 今後、審査請求について、速やかな対応をすること。
- (2) 上記審査請求において、なぜ11か月も要したのか、事実関係、問題点を明らかにすること。
- (3) その上で、総務課長、その他関係職員を「処分」すること。

以上